

広報とやま 令和5年(2023年)9月5日号掲載

くらしの情報あれこれ

中古自動車の売却トラブルに注意しましょう



【相談例】

インターネットの一括査定サイトで中古車の査定を依頼したところ、5社から連絡があり、その中の1社が自宅へ査定に来た。「ドアに修理歴がある。事故車なので15万円だが、今日すぐに引き渡せば25万円で買い取る」と、強引に契約させられ、車を持っていかれた。30分後に「他社と比較したいので車を返してほしい」と伝えたが「今から返すのは面倒だ。他社にはこちらから連絡する」と言われ、車を返してもらえない。解約して車を取り戻したい。

【アドバイス】

- 車の売却は、特定商取引法によるクーリング・オフの対象外です。査定場で「今日なら高く買い取る」などと急かされても、冷静に考えましょう。
- 複数の業者の査定額をしっかりと比較することが大切です。強引に売却を迫る業者は、きっぱりと断りましょう。
- 契約前によく契約書を確認しましょう。特にキャンセル料の金額や発生時期の確認は重要です。
- 困ったときは消費生活センターや、（一社）日本自動車購入協会の消費者相談窓口（電話:0120-93-4595）に相談してください。

お問い合わせ 消費生活センター 電話:443-2047
相談受付時間：（月）～（金）10:00～17:30（電話相談は9:00～17:30）
※（祝）（休）、年末年始およびCiC休館日は除く。